令和８年１２月藤沢市議会定例会
議　案　第　６　７　号　資　料

藤沢市自転車等駐車場の指定管理者の指定について
（藤沢駅北口市役所前第１自転車等駐車場ほか２７施設）

１　選定経過

（１）第１回審査選定委員会　　２０２６年（令和８年）７月１５日

ア　藤沢市自転車等駐車場指定管理者候補者の選定について

イ　藤沢市自転車等駐車場指定管理者募集要項（案）について

ウ　審査方法について

（２）申請書の受理

２０２６年（令和８年）９月７日

（３）第２回審査選定委員会　　２０２６年（令和８年）１０月１３日

指定管理者の審査・選定について

（４）選定結果

応募書類及びプレゼンテーションについて審査を実施した結果、一定の評価を得た「公益財団法人藤沢市まちづくり協会」を指定管理者の最適な候補者として選定

応募団体	総合得点（１８０点満点）
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	１２１．２点 （委員７人の平均点）

２　審査基準

（１）指定管理者であるための基本的理解

ア　指定管理者制度への理解

イ　管理運営の基本方針

（２）管理運営能力

ア　団体の適性

イ　財務面の健全性・安定性

ウ　管理運営実績

（３）法令遵守

ア　法令遵守の取組み

（４）施設の効用の発揮

ア　施設利用の促進

イ　サービスの向上

ウ　平等な利用の確保

エ　利用者意見等の把握
（５）施設の管理
ア　施設・設備の維持管理
（６）危機管理体制
ア　防犯・防災対策
イ　緊急時の対応
（７）人員体制・経費
ア　人員体制
イ　収支予算書
ウ　効率的な運営
（８）市の施策への理解
ア　情報の管理体制
イ　人権施策への理解
ウ　暴力団排除への対応
（９）特記項目
ア　接遇の向上に向けた取組み
イ　施設の利用状況の公開
ウ　定期契約の予約待機者の解消
エ　追加納付金の提案
オ　機器の入替にかかる提案
カ　環境への配慮
キ　その他特色ある提案
（１０）提案の整合性
ア　業務要求水準との適合性
イ　特色ある提案
ウ　提案の実現性

３　事業計画書
別添のとおり

以　上



藤沢市自転車等駐車場指定管理者

事業計画書

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

目　次

はじめに 1
Ⅰ　団体の基本的要件 2
　1　指定管理者であるための基本的理解 2
　　（1） 指定管理者制度への理解 2
　　（2） 管理運営の基本方針 2
　2　管理運営能力 4
　　（1） 団体の適性 4
　　（2） 財政面の健全性・安定性 5
　　（3） 管理運営実績 6
　3　法令遵守 8
　　（1）法令遵守の取組み 8
Ⅱ　事業計画書 12
　1　施設の効用の発揮 12
　　（1） 施設利用の促進 12
　　（2） サービスの向上 13
　　（3） 平等な利用の確保 13
　　（4） 利用者意見等の把握 14
　2　施設の管理 15
　　（1） 施設・設備の維持管理 15
　3　危機管理体制 16
　　（1） 防犯・防災対策 16
　　（2） 緊急時の対応 18
　4　人員体制・経費 20
　　（1） 人員体制 20
　　（2） 収支予算書 23
　　（3） 効率的な運営 24
　5　市の施策への理解 25
　　（1） 情報の管理体制 25
　　（2） 人権施策への理解 27
　　（3） 暴力団排除への対応 27
　6　特記事項 29
　　（1） 接遇の向上に向けた取組み 29
　　（2） 施設の利用状況の公開 29
　　（3） 定期契約の予約待機者の解消 30
　　（4） 追加納付金の提案 30

（5） 機器の入替にかかる提案 30
（6） 環境への配慮 31
（7） その他特色ある提案 32

はじめに

当協会は、公益目的事業を行うことを主たる目的とする公益財団法人として、社会のニーズに応え、運営における透明性の確保に取組み、不特定かつ多数の方の利益の増進に貢献する公益活動を実施している非営利法人です。

設立以来、藤沢市と密接な連携を保ち、行政の補完機能として事業を通して多様化する市民要望に応え、きめ細かな市民サービスの向上により豊かな地域社会の実現のために寄与しています。

自転車等駐車場事業では、平成11年度に藤沢市湘南台駅東口地下自転車駐車場の管理運営を受託し、平成16年度からは指定管理者として、通算28年にわたり藤沢市有料自転車等駐車場の運営に携わってまいりました。

当協会の自主事業としましても、藤沢市の自転車施策に資するため平成17年度に湘南台駅西口自転車駐車場を建設し、指定管理施設と連携した一体的なサービスの提供に取組んでいます。

また、当協会は、藤沢市交通安全対策協議会の会員として、積極的に交通安全活動に取組むとともに、関係団体等との連携に努め、有料自転車等駐車場の利用促進を図りながら、藤沢市市政運営の総合指針2028に掲げる「安全安心なまちをつくる」、「都市の機能と活力を高める」というまちづくりテーマに基づき活動しています。

こうした実績と経験に加え、これまで寄せられたご意見・ご要望を活かし、本事業計画では、有料自転車等駐車場を安全、安心、快適に利用できるようウェルビーイングを念頭に置き、公益サービスの提供に努めてまいります。



辻堂駅北口自転車等駐車場

Ⅰ　団体の基本的要件

1　指定管理者であるための基本的理解

（1）指定管理者制度への理解

指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の有する能力、経験、知識等を活用し、住民サービスの提供とともに、効率的な管理運営を行うことにより経費の縮減等を図るものと理解しています。

特に、自転車等駐車場の指定管理制度については、単に施設の管理・運営を民間事業者等に委ねる制度として捉えるのではなく、藤沢市の施策を実現するための仕組みとして理解することが重要と考えます。

そのため、当該指定管理者には、施設の適正な維持管理に加え、利用者に対する安全・利便性の確保、接遇の向上、新たな利用料金の設定による効率的な運営が必要であると捉えています。

また、自転車等駐車場は、放置自転車対策や駅周辺の環境改善、自転車利用の促進など、地域の交通環境を支える公共施設のため、藤沢市と指定管理者が適切に役割を分担し、利用者ニーズを把握しながら継続的な改善を図ることも重要と捉えています。

（2）管理運営の基本方針

当協会は、業務実施にあたり自転車等駐車場の設置目的を十分に理解した上で、積み重ねた経験と実績をもとに、公共施設の指定管理者として、ハード面及びソフト面で利用者にサービスを提供し、環境にやさしく健康の増進にもつながる自転車の利用促進に取組んでまいります。

具体的には、ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）で定めた自転車利用の目指す将来像「自転車を活かし　いきいきと健康で幸せに暮らせるまち」を念頭に置き、運営いたします。

中でも本事業では、ふじさわサイクルプラン【実施計画】の施策の方針（2）「既存駐輪施設の利用環境の向上」及び施策の方針（3）「駐輪場施設の老朽化対策・長寿命化」を基に、将来像の意向に沿う利用がしやすく人にやさしい施設運営に取組んでまいります。

自転車等駐車場管理運営の基本方針

◇　とめやすい駐輪環境を目指します

◇　接遇に配慮し人にやさしい施設運営を行います

ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）
基本方針

【将来像】自転車を活かし いきいきと健康で幸せに暮らせるまち

基本方針１「自転車の利用環境が整うまちづくり」

ふじさわサイクルプラン（藤沢市自転車活用推進計画）【実施計画】

取組方針２「鉄道駅周辺を重点とした利用者にやさしい駐輪環境づくり」

施策の方針（１） 新たな駐輪スペースの確保	施策の方針（２） 既存駐輪施設の利用環境の向上	施策の方針（３） 駐輪施設の老朽化対策・長寿命化
• 駐輪施設の新設 • 既存施設の改修によるスペース増設	• 既存ラック改修 • おもいやりスペース拡充	• 定期的な点検 • 計画的な修繕、改修 • 機器更新



2 管理運営能力

(1) 団体の適性

当協会は、自転車等駐車場の指定管理事業以外にも複数の公の施設の指定管理者としての管理運営実績を有するとともに、様々な公益目的事業や収益事業を行う公益財団法人であり、指定管理者として適性を有すると認識しております。

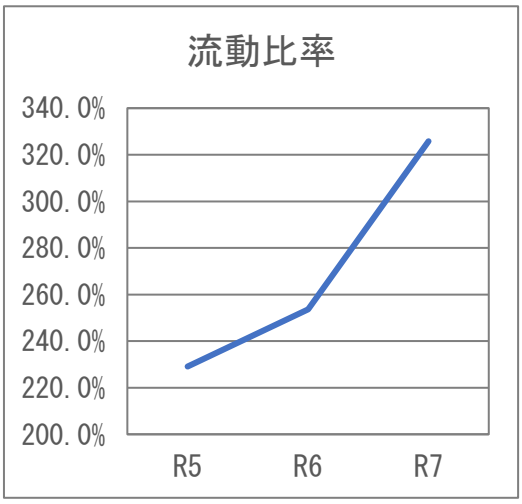
名　称	公益財団法人藤沢市まちづくり協会	
法人所在地	藤沢市円行二丁目3番地の17	
代表者氏名	理事長　斎 藤　隆 久	
設立年月日	1986年(昭和61年)4月1日	
資本金等	7,000万円	
出資者の構成	出資者名(出資比率)	藤沢市(100%)
経歴 実績等	○ 1986年(昭和61年4月:神奈川県知事の認可(神奈川県指令都整第7号)により設立され、事務所を藤沢市朝日町に置く。 ○ 1992年(平成4年)5月:事務所ビル建設に伴い、藤沢市大庭に移転する。 ○ 1995年(平成7年)3月:事務所ビル竣工に伴い、藤沢市円行に移転する。 ○ 1999年(平成11年)11月:湘南台駅東口地下自転車駐車場を受託する。 ○ 2004年(平成16年)4月:有料自転車等駐車場指定管理事業の管理指定を受ける。 ○ 2005年(平成17年)9月:湘南台駅西口自転車駐車場運営事業供用開始。 ○ 2010年(平成22年)4月:藤沢市社会福祉事業協会から生きがい就労センター事業及びシルバー人材センター事業の移管を受ける。 ○ 2013年(平成25年)4月:公益財団法人へ移行する。	

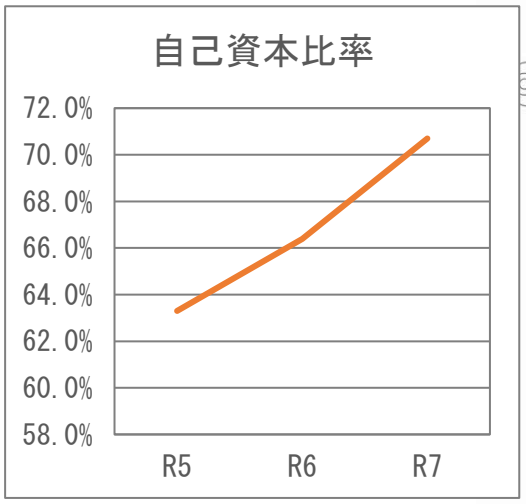
（2）財務面の健全性・安定性

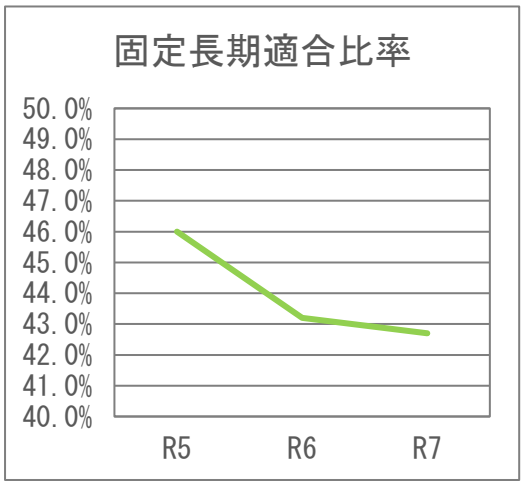
当協会は藤沢市の出資団体として、藤沢市に継続して決算調査票を提出し、経営状況を報告しています。また、財務面について定量的指標（加工指標）を用い、健全性・安全性、効率性と経済性については20種類の指標を使い、分析しています。

なお、直近3年の健全性の指標の抜粋は次のとおりで、安定的に推移しています。

※ 一般的な指標として、流動比率は、150%以上、自己資本比率は、30%（民間企業平均）以上、固定長期適合比率は、100%以下が健全とされております。







健全性の指標（抜粋）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
流動比率	229.1%	253.6%	325.8%
固定長期適合比率	46.0%	43.2%	42.7%
自己資本比率	63.3%	66.4%	70.7%

（3）管理運営実績

当協会は、自転車等駐車場の現指定管理者であるとともに、藤沢市内の公園施設や文化施設など多くの指定管理実績を有しています。

駐輪場管理では、当協会が藤沢市の放置自転車対策に寄与するため自主的に建設した湘南台駅西口自転車駐車場の管理運営実績も有しております。

① 自転車等駐車場管理実績（指定管理施設）

	名称	所在地	管理期間
1	藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場	藤沢市藤沢 392-3	2004.4.1～2027.3.31
2	藤沢駅北口市役所前第2自転車駐車場	藤沢市藤沢 383-3	2004.4.1～2027.3.31
3	藤沢駅北口自転車等駐車場	藤沢市藤沢 438-8	2006.4.1～2027.3.31
4	藤沢駅北口第2自転車等駐車場	藤沢市藤沢 574-3	2015.4.1～2027.3.31
5	藤沢駅北口路上自転車駐車場	藤沢市藤沢 570-1	2021.12.1～2027.3.31
6	藤沢駅南口自転車等駐車場	藤沢市南藤沢 19-3	2004.4.1～2027.3.31
7	藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場	藤沢市南藤沢 18	2004.4.1～2027.3.31
8	藤沢駅南口第2自転車駐車場	藤沢市鵠沼橘 1-26	2004.4.1～2027.3.31
9	藤沢駅南口路上自転車駐車場	藤沢市南藤沢 12-1	2013.2.1～2027.3.31
10	藤沢駅南口路上第2自転車駐車場	藤沢市南藤沢 18	2016.1.4～2027.3.31
11	辻堂駅北口自転車等駐車場	藤沢市辻堂新町 1-2000-16	2004.4.1～2027.3.31
12	辻堂駅北口交通広場自転車駐車場	藤沢市辻堂神台 1-22	2009.8.1～2027.3.31
13	辻堂駅南口自転車駐車場	藤沢市辻堂 1-1371-1	2004.4.1～2027.3.31
14	長後駅東口自転車等駐車場	藤沢市長後 697-1	2004.4.1～2027.3.31
15	長後駅西口自転車等駐車場	藤沢市下土棚 507-3	2015.4.1～2027.3.31
16	湘南台駅東口地下自転車駐車場	藤沢市湘南台 1-43-13	2000.11.1～2027.3.31
17	湘南台駅東口路上第1自転車駐車場	藤沢市湘南台 1-43-1	2019.4.1～2027.3.31
18	湘南台駅東口路上第2自転車駐車場	藤沢市湘南台 1-43-15	2019.4.1～2027.3.31
19	六会日大前駅東口自転車駐車場	藤沢市亀井野 1-36-1	2004.4.1～2027.3.31
20	六会日大前駅西口自転車等駐車場	藤沢市亀井野 1772-1	2004.4.1～2027.3.31

	名称	所在地	管理期間
21	善行駅東口自転車等駐車場	藤沢市善行 7-3413-3	2019.4.1～ 2027.3.31
22	善行駅西口自転車等駐車場	藤沢市善行 1-3	2017.4.1～ 2027.3.31
23	鵠沼海岸駅自転車等駐車場	藤沢市鵠沼海岸 2-5335-1	2004.4.1～ 2027.3.31
24	鵠沼海岸駅第2自転車駐車場	藤沢市鵠沼海岸 2-4	2004.4.1～ 2025.4.30
25	片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場	藤沢市片瀬海岸 2-2932-1304	2020.6.1～ 2027.3.31
26	江ノ島駅自転車等駐車場	藤沢市片瀬海岸 1-2621-3	2021.7.16～ 2027.3.31
27	藤沢本町駅自転車駐車場	藤沢市藤沢 4-6309-8	2022.10.1～ 2027.3.31
28	藤沢本町駅第2自転車駐車場	藤沢市藤沢 4-6346-1	2022.10.1～ 2027.3.31

② 自転車等駐車場管理実績（当協会施設）

湘南台駅西口自転車駐車場	藤沢市湘南台 2-11-3	2005.9.1～



＜藤沢駅北口市役所前第 2 自転車駐車場＞



＜湘南台駅西口自転車駐車場＞



＜辻堂駅北口自転車等駐車場＞



＜湘南台駅東口路上第 1 自転車駐車場＞

3 法令遵守

（1）法令遵守の取組み

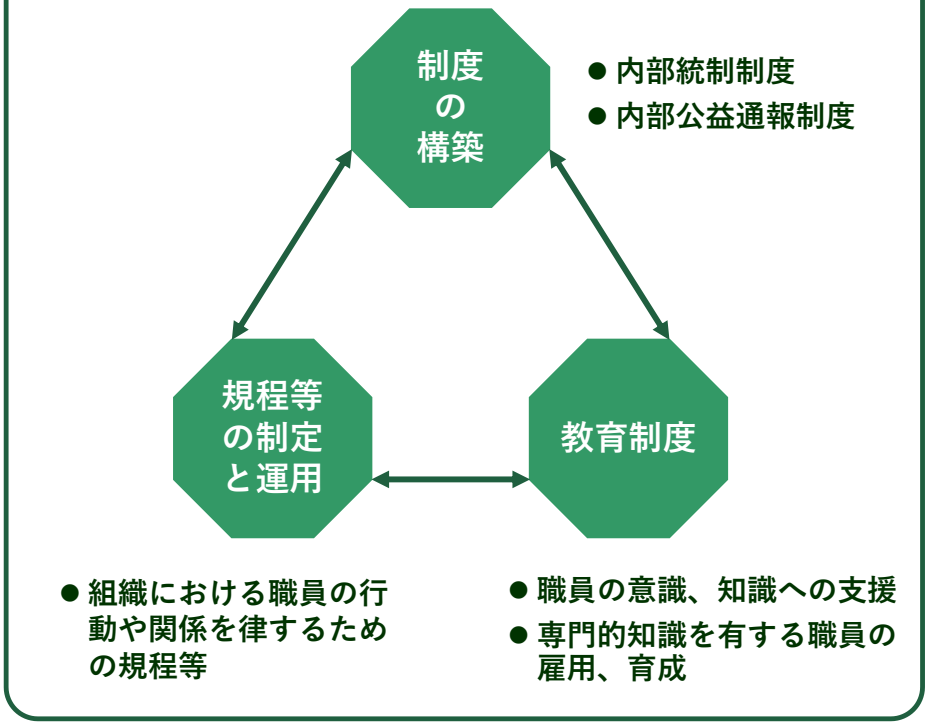
私たちは、次の方針に基づき法令遵守に取組んでまいります。

- 法令遵守の取組みを、組織としての取組み「組織風土」と職員個人としての行動の取組み「個人資質」の両面から捉えており、人事制度改革や教育制度等を通じた組織風土の改革に取組むとともに、職員倫理要綱の徹底により「個人資質」の向上に取組んでまいります。
- 施設を利用する方に、常に公正で公平に対応するため、決められた法令や規則等に従って行動することは言うまでもなく、法令等に定められていない事柄についても、社会規範に照らし誠実に対応するよう取組んでまいります。

① コンプライアンスに関わる対応を適切に行う仕組みについて

コンプライアンスに関わる対応を適切に行う仕組みとして、次の3つ（制度の構築、規程等の制定と運用、教育）が相互に連携して機能するように整備、運用及び改善を行ってまいります。

コンプライアンスに関わる対応を適切に行う仕組み（モデル図）



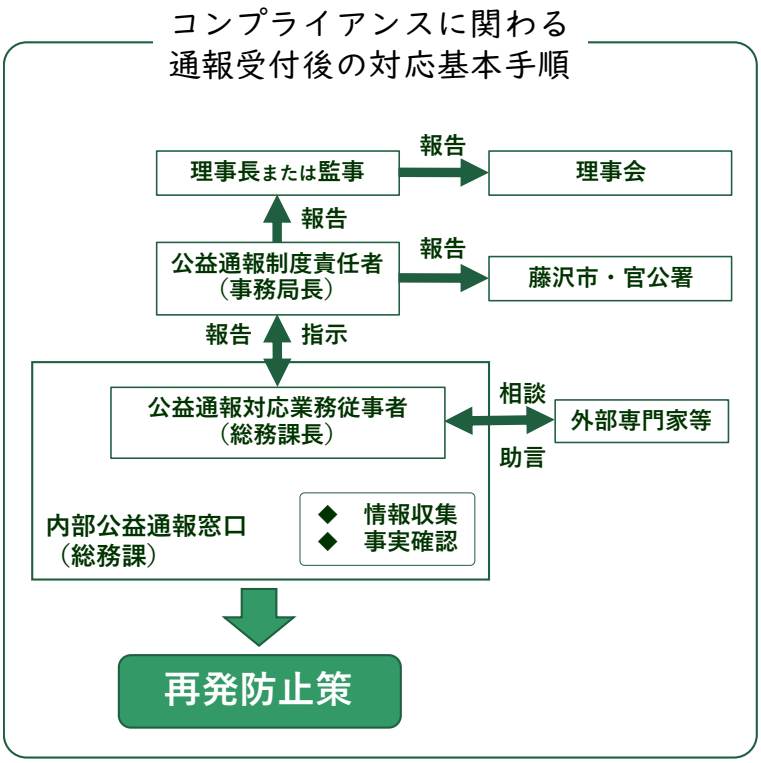
② コンプライアンスに関わる事故等の発生時の対応等について

当協会は、コンプライアンスに関わる事故等が発生した場合に備え、次のとおり通報、相談等に係る窓口を設けています。

- 内部公益通報窓口 ･･･ 総務課
- 雇用管理の改善等に関する事項に係る窓口相談 ･･･ 総務課、社会保険労務士事務所
- 事業に係る苦情 ･･･ 各担当課並びに総務課
- その他の相談等窓口 ･･･ 総務課

また、職員等による公益通報の処理に関して通報処理管理責任者を定め、内部公益通報窓口を設置しています。通報処理担当者による相談の対応及び通報の受付体制を構築し、「公益通報の処理に関する要綱」を定めております。要綱には通報処理管理責任者が、通報処理担当者を指揮し、通報に係る調査を実施し是正措置等を講じることや、役員や管理職員に通報をした職員の不利益な取扱いを禁止することなどを規定しており、公益通報者保護法等の遵守と公益通報者の保護に努めております。

コンプライアンスに関わる通報、相談等の受付後の対応については、「受付後の対応基本手順」に従い、事実確認や藤沢市への報告、協議や再発防止対策に着手いたします。



③ コンプライアンスに関する制度

当協会では、基本方針をはじめとする内部統制制度を平成28年に定めております。

藤沢市まちづくり協会内部統制に関する基本方針

1　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6　監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
7　前項の使用人の理事からの独立性に関する事項
8　理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
9　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

④ コンプライアンスに関する規程等の制定と運用

当協会では、コンプライアンスに関する規程、要綱、基本方針等を次のとおり定め、団体内のイントラネットを通じて周知するとともに、運用と見直しを行っております。

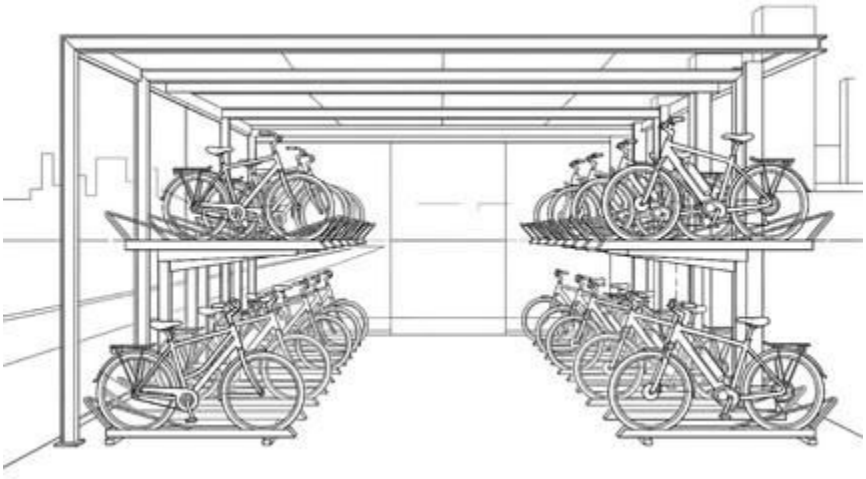
- 内部統制に関する基本方針
- 職員倫理要綱
- 内部公益通報の処理に関する要綱
- 職員の懲戒処分に関する指針
- 会計処理規程
- 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理要綱
- 文書取扱規程及び要綱
- 事務決裁規程
- 会印規程
- 不当行為等の対策に関する要綱
- 不当行為等対応マニュアル
- ハラスメント防止要綱
- 個人情報保護方針
- 個人情報の保護に関する規程及び要綱
- 公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程
- 個人番号及び特定個人情報の適正な取扱に関する基本方針
- 個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 防犯カメラ運用基準
- 情報公開規程及び要綱

・　評議員会及び理事会の会議の公開に関する要綱
・　公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市情報公開条例施行規程
・　情報公開事務取扱要領
・　情報セキュリティポリシー
・　USBメモリ取扱要綱
・　災害対策本部設置要綱
・　事業継続計画

⑤　利用料金、個人情報等の取扱いについてのモニタリング実施

自転車等管理事務所の職員が有人管理施設の係員に利用料金や個人情報、拾得物等の取扱いについてのモニタリング調査を行い、確認・指導することで、各種マニュアルに沿った適切かつ統一的な対応を図ります。

また、調査結果については、全施設の状況を取りまとめ、藤沢市へ報告いたします。



1　施設の効用の発揮

（1）施設利用の促進

多くの方に自転車等駐車場をご利用いただくため、次の施設利用の促進策を計画し、実施してまいります。

①　自転車等駐車場の満空情報発信

各駐輪場の一時利用及び定期利用の空き状況をホームページで提供する利用者サービスを行います。一時利用の満空情報は、空車、満車を〇×の記号でわかりやすく表示します。電話等で問い合わせることや空いている施設を探して回ることなくスムーズに施設の利用ができるようになります。



②　おもいやり駐車スペース

共働き世帯の増加等によるチャイルドシート搭載の電動アシスト付き自転車の増加や、高齢者が自らラックに入れることのできないことなどへの対応として、既設の駐車スペースやラックではなく、駐車スペースを広くした「おもいやりスペース」を提供し、多くの方にご利用いただける施設管理を目指します。





③　設備利用の案内説明

自動精算機や定期更新機等について、利用者に機器の使い方等を案内します。またラックの使い方に不慣れな方には、ラックの使い方等を案内します。



係員が近くにいない際にも利用者に案内ができるように、赤外線センサーで人を検知し、音声でメッセージを伝える装置を適宜設置します。場内の巡回では、状況に応じて駐車位置の案内などの利用補助を行うとともに、利用方法等の説明を行います。

（2）サービスの向上



① 自転車タイヤ用の電動空気入れの貸し出し（無料）

管理室に備えてある手動空気入れに加え、12の施設において電動空気入れを設置し貸出します。

また、自転車の多様化に対応し、仏式・米式のアダプターの貸出しもいたします。

② AED（自動体外式除細動器）の設置

施設内や近隣で不測の事故や病気などにより、心肺停止状態に陥った際の救命器具として管理室内にAEDを設置するとともに、救命措置を図ることができるよう係員に救命講習受講を促します。

③ 工具等の無料提供

利用者へのサービスとして、自転車整備用の工具や潤滑剤スプレー、虫ゴム等を無料で提供いたします。

④ 一時利用者の利便性向上と利用の促進

利用者が持っている交通系 IC カードなどのフェリカカードを一時利用券として利用できるようにします。一時利用券の紛失を心配することなく安心して施設を利用できるようになり、また紙の一時利用券を減らすことで環境の負荷を減らすことに繋がります。

⑤ ミライロ ID による利用料金の減額



障がいのある方の利用が多い施設で、かつデジタル ID に対応する端末が設置されているなどの一部の自動精算機を対象に、自動精算機にミライロ ID をかざすことで、障がいのある方が利用料金の減額を受けることができるようにします。精算時にコールセンターに連絡することなく、利用者のタイミングで出庫することができます。

＊ ミライロ ID とは、障がいの特性や配慮の必要な内容をスマートフォンアプリに事前登録した方がその内容を提示できるデジタル ID です。

（3）平等な利用の確保

施設の利用者は公共施設に「平等性」、「公共性」、そして「信頼性」を求めていると考えております。当協会では、公益法人として長年に渡り様々な公共事業に携わり、その期待に応えてまいりました。

また、自転車等駐車場の運営においても、各種マニュアルの整備はもとより、施設管理や事務手続き等についてのご意見・ご提案に、真摯に、どなたにも等しく対応することで、利用者と良好な関係を築いてまいりました。

今後もこの経験を活かし、公益法人としての社会的な責任を果たすため、次のとおり自転車等駐車場の運営方針を定め、多くの皆様に快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

- **「規範マニュアル」及び「接遇・苦情対応の心得」の徹底と接遇研修による職員資質の向上に努めます。**
- **すべての利用者に公平性を保った運営を行います。**
- **苦情や要望等への迅速な対応と情報の共有化により、運営改善に努めます。**

① 利用者対応の質の向上

定期的な接遇研修の実施により、係員の接遇能力の向上、平準化に努めてまいります。接遇研修は全係員を対象に実施し、施設運営に係る業務マニュアルは適宜ブラッシュアップを図ります。

② 公平性を保った施設の運営

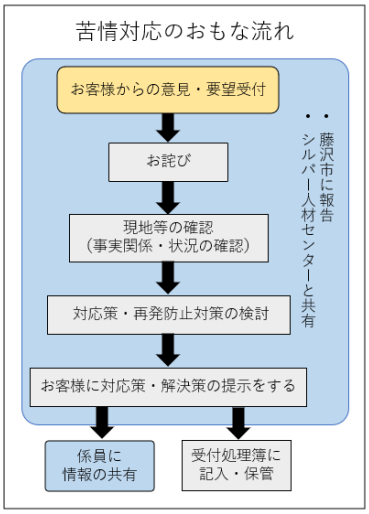
藤沢市によって設置された自転車等駐車場は、法令等の目的に沿って設置された公共施設ですので、利用者が公平に利用できるよう、ルールを定めて運営してまいります。

③ 施設運営に対するご意見等への対応と共有化

施設運営に対するご意見等は、組織運営にとって大きな糧でありますので、まずは改善策の検討及び確認を行い、要望者にお伝えしてまいります。併せて、組織内で内容を共有し、同時に市主管課へも報告を行うことで、今後の施設運営に活かしてまいります。

（4）利用者意見等の把握

当協会は、利用者サービスの向上とよりよい施設運営に資するため、直接いただく意見や要望のほか、各自転車等駐車場に専用の意見箱を設置し、利用者の声を様々な形で集約します。ご意見等はよりよい施設運営のための参考として内容を精査し、速やかな改善や対応に努めてまいります。



指定管理者として対応が困難な場合は、関係機関と調整のうえ対応します。いただいた意見や要望は、受付処理簿に記録し、個人情報等に留意のうえ適切に保管します。

また、施設利用者のアンケート調査を定期的に行い、結果を分析することで利用者ニーズや問題点を把握し、改善策を講じて、より質の高いサービスを安定的、継続的に提供いたします。

アンケート調査の結果やいただいた意見、要望等に対する対応策は、藤沢市へ報告するとともに、ホームページと施設において公開いたします。

2 施設の管理

（1）施設･設備の維持管理

自転車等駐車場の維持管理につきましては、これまで様々な公共施設において指定管理者として携わってきた当協会の知見を活かし、業務を遂行してまいります。

① 保守点検等の維持管理

「管理の仕様」に記載の維持管理業務は、各種法令に基づき法定点検を行うとともに、年間計画を策定し適切な時期に実施いたします。

また、職員及び係員が目視等で発見した危険箇所の改善や小破修繕については、迅速に対応し、大規模な修繕が必要な場合は、利用者の安全を確保したうえで、速やかに藤沢市へ報告し、指示を受け適切な対応を行います。

なお、施設での万一の事故に備え、施設賠償責任保険･保管者賠償責任保険に加入いたします。

② 有人管理を行わない時間帯における管理方法

有人管理を行わない時間帯は、セキュリティシステムによる警備を各施設の管理室に導入し、火災、侵入、盗難事故に備えます。

③ 再委託を予定している業務の内容及び再委託先の選定

「管理の仕様」に基づき、消防設備保守点検業務、サイクルベア保守点検業務、セキュリティシステムによる警備業務など一部の専門知識、技能を必要とする業務については迅速な対応と最適な環境を維持するため、専門事業者に委託いたします。

また、業務再委託計画につきましては、業務開始前に当協会の規定に基づき業者選定を行い、藤沢市へ再委託承諾の申請を行います。

なお、再委託先は、藤沢市に登録した事業者及び市内事業者を優先し、選定基準は、公平性、透明性を高めるため、藤沢市契約規則に準拠し制定した、藤沢市まちづくり協会契約に関する規程等に定める基準に基づき決定いたします。

④ 公衆衛生の維持管理

場内を係員が毎日巡回し、ゴミ拾い清掃や掃き清掃を行うことで、施設の美観保持に努めてまいります。

また、発券機や精算機等の利用者が直接、手で触る機械につきましても、丁寧に清掃を行ってまいります。

3 危機管理体制

（1）防犯･防災対策

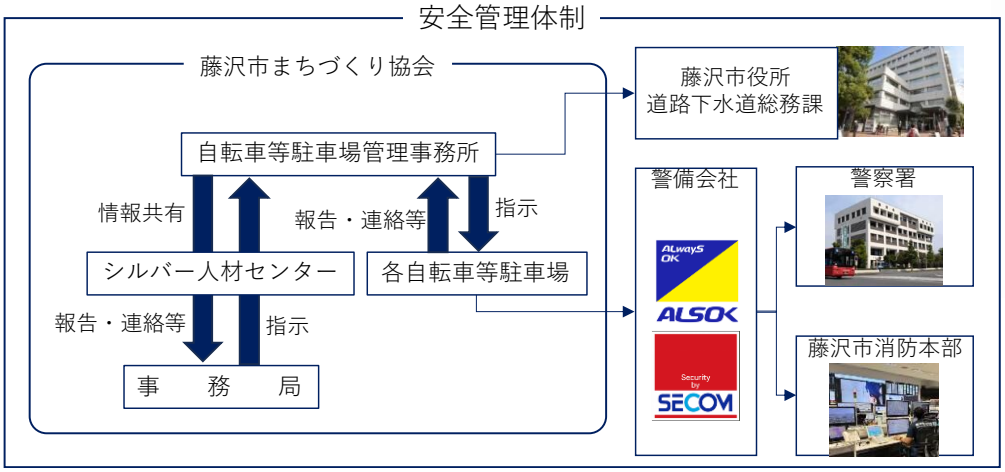
① 安全管理体制

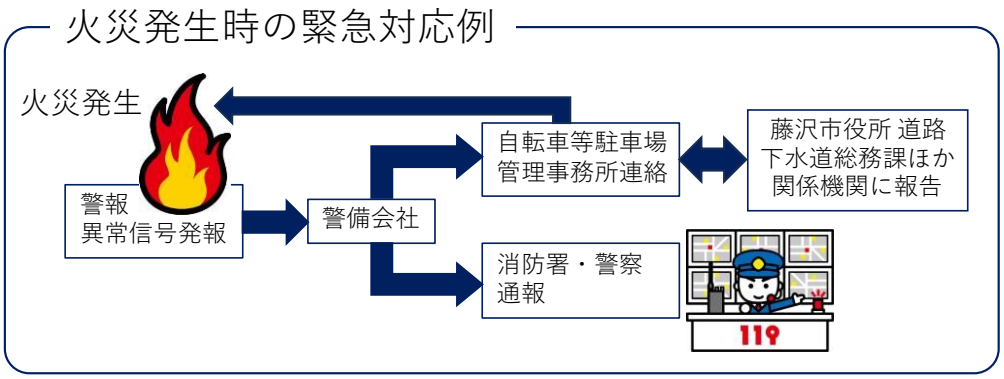
施設ごとに定期的な場内巡回を行うほか、現場責任者や職員の施設巡回により異常の早期発見及び犯罪等の未然防止に努めてまいります。

自動火災報知設備とセキュリティシステムが連動した施設においては、警備会社による遠隔監視により、火災及び管理室への侵入に24時間体制で対応いたします。

火災及び地震等の緊急時には、「自転車等駐車場管理運営マニュアル」及び「消防計画」に基づき避難誘導など利用者の安全確保を行うとともに、管理事務所への連絡や藤沢市、警察及び消防署等関係機関への迅速な通報及び報告を行い、適切に対処する体制を整えます。

また、当協会では自然災害に適切な対応が行えるよう、災害対策本部設置要綱を制定し、災害対策に関わる組織運営及び配備体制など必要な事項を定めております。





② 防犯カメラの活用による防犯対策とセキュリティシステムによる警備体制

係員の配置時間帯に定期的な巡回を行い、いたずらや盗難等の犯罪を未然に防止するとともに、防犯カメラを設置し、犯罪抑止力としても活用いたします。

また、各施設の管理室には、金庫内の現金や利用者の個人情報が保管されていることから、セキュリティシステムによる夜間警備を行います。



③ 防犯・交通安全活動への協力

藤沢市や警察署、防犯・交通安全団体が実施する活動に協力し、防犯、交通事故防止等の啓発ポスターの掲示、チラシの配布や呼びかけ活動等を行い、自転車等駐車場内のいたずら・盗難等犯罪の抑止を図るとともに、利用者のマナーアップ向上と交通安全意識の高揚に努めます。





（2）緊急時の対応

当協会は、災害発生時を想定した事業継続基本方針を策定する他、「事業継続計画（BCP）地震編」及び「事業継続計画（BCP）感染症編」を策定しております。災害や感染症の発生時には、当協会が策定した「BCP地震編」及び「BCP感染症編」に基づいて、速やかな対応を行えるよう備えてまいります。

① 災害発生時（緊急時）の対応

大地震発生時には、「BCP地震編」に基づき、危機管理体制をとるとともに、地震情報を速やかに入手して藤沢市の関係機関と連携し、利用者の安全を確保いたします。

また、災害により生じた被害については、速やかに状況を確認し安全対策を図るとともに、復旧方法について、市主管課と協議いたします。

風水害時には、藤沢市防災配備体制に準じて運営管理責任者の指示のもと、施設の巡回調査により危険箇所の発見、対策、報告を行い、利用者への情報提供並びに安全確保を図ります。

② 事故等緊急時の対応

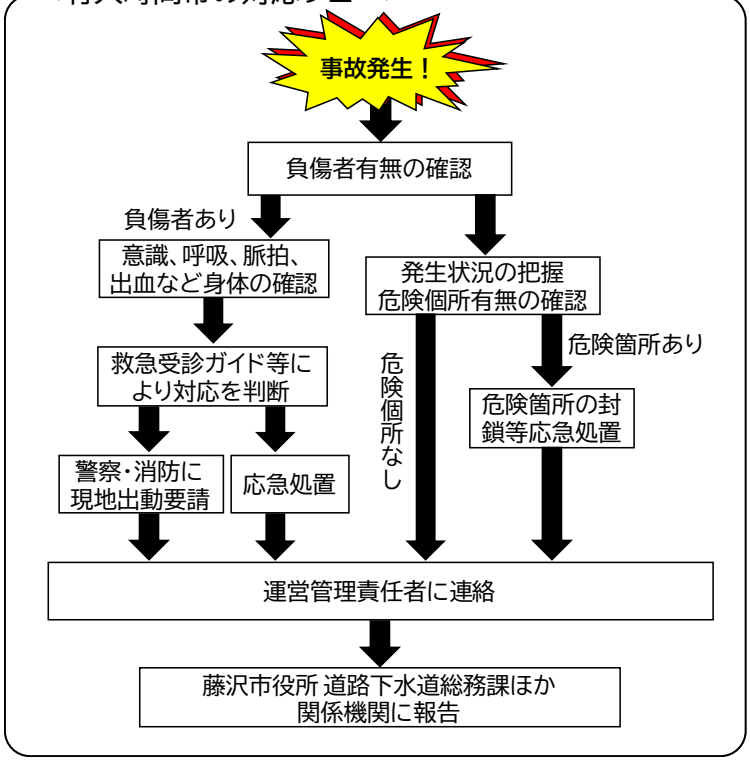
事故等発生時にはケガ人の救助を最優先としたうえ、二次災害防止のため現場付近を立ち入り禁止にするなどの処置を行い、事故発生状況の確認、事故原因の究明、再発防止策を検討し、迅速な対応を図ります。

また、利用者の急病等に対し的確な対処に備えるため、係員の救命講習の受講を促します。

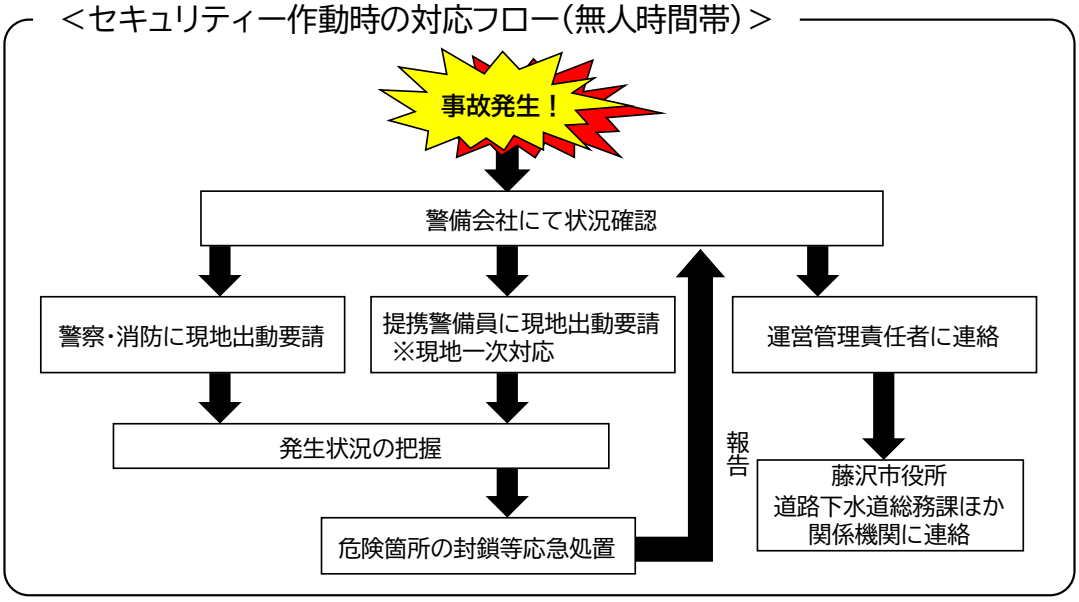


＜救急救命講習会＞

＜有人時間帯の対応フロー＞



＜セキュリティー作動時の対応フロー（無人時間帯）＞



4 人員体制・経費

（1）人員体制

① 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮

当協会では、職員の雇用・労働条件について、「労働基準法（昭和24年法律第49号）」、「労働契約法（平成19年法律第128号）」、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）」、及び「障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」等の法令を遵守しております。

② 指揮命令系統責任体制、統括責任者について

利用者のサービス向上、安全管理、施設の維持・改善を機能的に実現するため、役割と責任を明確にした以下の指揮命令系統で運営をコントロールいたします。

ア　自転車等駐車場の統括管理者には、当協会の事業部長を配置いたします。

イ　自転車等駐車場の運営管理責任者は、自転車等駐車場管理事務所長がその役割と責任を果たします。

ウ　運営管理責任者は、管理運営に係る方針をPDCAサイクル（計画（PLAN）、実施（DO）、確認（CHECK）、改善（ACTION））に基づき実施する役割と責任を果たします。

エ　自転車等駐車場管理事務所の職員は、管理運営に係る計画を具体的に実施し、確認、改善しながら、利用者対応のサービス品質の維持と向上を図る役割と責任を果たします。

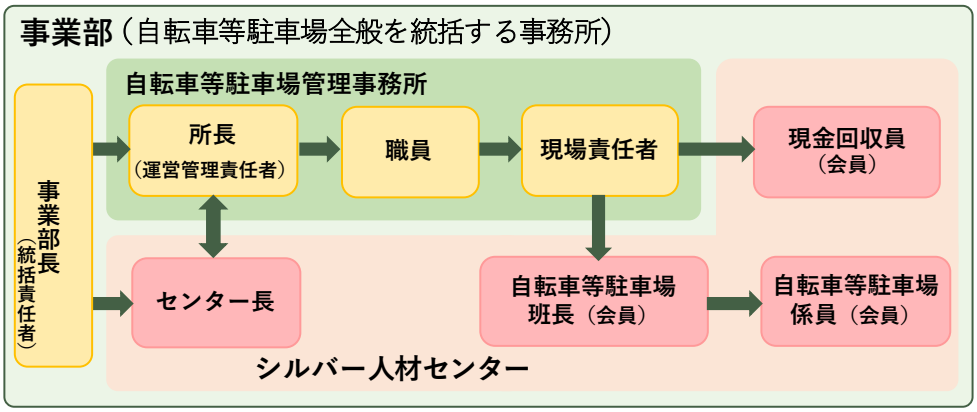
オ　現場責任者は自転車等駐車場を巡回し、運営管理責任者の指示、命令を係員に周知徹底し、現場の課題、利用者からの意見、要望を迅速に報告する役割と責任を果たします。また各施設の係員に対し接遇等のチェックを行います。

カ　シルバー人材センター事業に係る会員の就業に関しては、シルバー人材センター長がその役割と責任を果たします。

キ　運営管理責任者及びシルバー人材センター長は、協力して係員の接遇等の指導を行うことで、利用者から信頼される人材の育成を図る役割と責任を果たします。

ク　現場班長は率先して利用者の接客と管理にあたり、手本を示しリーダーとして係員をとりまとめます。

指揮命令系統図



③ 配置及び勤務体制の基本

市との協議により係員の配置を省略することや巡回管理とすることが認められた場合、各自転車等駐車場のうち、有人管理の自転車等駐車場として運営する駐輪場では、利用実態に合わせた人数及び時間の係員を配置します。

④ 利用実態分析に基づくシルバー人材センター会員の配置

自転車等駐車場の管理実績に基づき利用実態に合わせた係員の勤務体制を整えます。当協会では、係員にシルバー人材センターの会員を適切に配置するとともに、効率的な勤務体制に努めてまいります。

⑤ 職員等の育成と研修計画

当協会は、藤沢市の出資法人として人材育成に係る全体方針を次のように定め、取組んでいます。

当該指定管理事業に携わる全ての職員と係員がこの方針に基づき、藤沢市の公共施設の管理を行うものとして、自覚と意識をさらに高めるよう人材の育成を行ってまいります。

「藤沢市まちづくり協会の人材育成に係る全体方針」
藤沢市まちづくり協会は、きめ細かな市民サービスの向上を図ることにより、魅力ある都市形成と豊かな地域社会の実現に努めるため藤沢市により設立された公益法人であるとともに、公共施設の管理事業を主に行なっていることから、次の職員像を理想に掲げ、市民一人ひとりから信頼を寄せられる職員を育成するよう努めるものである。 ・ 市民に信頼される職員 ・ 高い業務遂行能力を持った職員 ・ まちづくり協会の役割を理解し、自ら考え行動する職員

ア　利用者への接遇対応

自転車等駐車場は、お子様から高齢者まで様々な方々がご利用される施設であることから、全ての利用者がまた利用したいと思っていただけるよう、係員は接遇マニュアルに沿った統一的な対応を図るとともに、定期的に接遇研修を受講いたします。

イ　研修計画



人材育成の考え方とともに、当協会の「職員研修要綱」に基づいて、施設管理に役立つ各種研修や接遇研修を組み合わせた体系的な次の研修を実施します。

・ 接遇研修、個人情報保護及び情報公開研修、情報セキュリティ研修、危機管理研修、普通救命講習、その他研修

ウ　職員の資格取得制度について

当協会では、資格の取得が担当業務に関する知識の獲得に役立つとともに、業務の質の向上を図るうえでも大変重要と考え、次の制度等により積極的に資格の取得を推進しております。

・　通信教育助成制度

職員の自己研鑽を支援し、業務に必要な知識やビジネスマナーの習得、業務遂行能力の向上を目的に、通信教育費用の一部助成を行っております。

・　資格取得支援制度

法的に必要な資格の取得や組織的に業務遂行能力の向上を図る場合など、取得に必要な費用の支援を行い、資格の取得を推進しております。

・　eラーニング

情報セキュリティやハラスメント防止等に関する必修コースに加え、職員の職務遂行能力の向上を目的として100以上のコースから受講することが可能になっております。

エ　当協会の資格取得実績について

当協会の職員が取得している、当該指定管理事業の業務遂行上、必要な資格及び受講した講習の一例は次のとおりとなっております。

＜資格及び受講した講習例＞

駐車監視員資格者、第一種衛生管理者、衛生推進者養成講座、不当要求防止責任者講習、甲種防火管理者、藤沢市消防局上級救命講習、藤沢市消防本部普通救命講習Ⅰ、サービス介助士2級、ユニバーサルデザインコーディネーター3級

（2）収支予算書

令和８年９月７日時点の自転車等駐車場条例第9条の2に定める範囲内で自転車等駐車場の利用料金を定めた場合の年度別収支予算は次のとおりです。

（単位:円）

科目		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	説明
収入	自転車等駐車場利用料金収入（A）	346,000,000	346,500,000	347,000,000	347,500,000	348,250,000	定期・一時利用料金等
支出	人件費	27,275,734	27,774,283	28,190,542	28,532,113	28,883,172	職員等人件費
	配分金	115,982,000	115,982,000	115,987,000	115,986,000	115,981,000	係員の業務対価
	旅費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	交通費等
	通信費	6,721,000	6,771,000	6,801,000	6,831,000	6,861,000	電話料金等
	消耗品費	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	7,500,000	駐車券等
	修繕費	4,000,000	4,200,000	4,326,000	4,456,000	4,590,000	小破修繕等
	印刷費	2,850,000	2,750,000	2,650,000	2,650,000	1,750,000	諸用紙
	燃料費	390,000	394,000	398,000	402,000	406,000	ガソリン
	光熱水料費	11,630,000	11,753,000	11,877,000	12,002,000	12,130,000	電気、水道
	賃借料	8,961,460	8,614,960	8,614,960	8,662,960	8,662,960	車両リース
	保険料	230,000	240,000	250,000	260,000	270,000	動産保険等
	手数料	16,255,905	15,485,905	15,485,905	15,485,905	15,485,905	カード利用手数料等
	租税公課	9,611,321	10,821,996	12,024,692	13,219,659	16,154,990	消費税等
	納付金	75,000,000	75,072,000	75,210,000	75,300,000	75,350,000	年度協定に基づく賃借料等相当額の支払い
	委託費	54,565,580	54,113,856	52,657,901	51,185,363	50,697,973	機械警備、保守等
	諸経費	3,377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000	3,377,000	管理経費
	支出合計（B）	346,000,000	346,500,000	347,000,000	347,500,000	348,250,000	
収支差額金額（A－B）		0	0	0	0	0	

（3）効率的な運営

① 自転車等駐車場の運営方針について

ア　利用者のサービスや安全管理が低下しないよう十分考慮したうえで、利用実態に合わせた人数及び時間の係員を配置してまいります。

イ　施設の配置人数や配置時間等は、長年の管理運営実績を活かし、各施設の利用実態を分析したうえで効率的に配置し、経費の縮減を図ります。

ウ　次の施設を巡回管理予定施設とし、料金回収や清掃等を行う係員を配置し、一体管理を行うことで効率的な運営を行ってまいります。

【巡回管理施設】

・藤沢駅北口市役所前第2自転車駐車場
・藤沢駅南口第2ミニバイク駐車場
・藤沢駅南口路上自転車駐車場
・藤沢駅南口路上第2自転車駐車場
・藤沢駅南口第2自転車駐車場
・湘南台駅東口路上第1自転車駐車場
・湘南台駅東口路上第2自転車駐車場
・片瀬江ノ島駅第1自転車駐車場
・藤沢駅北口路上自転車駐車場
・藤沢本町駅自転車駐車場
・藤沢本町駅第2自転車駐車場
・善行駅西口自転車等駐車場
・善行駅東口自転車等駐車場
・本鵠沼駅第1自転車駐車場
・江ノ島駅自転車等駐車場

② その他経費の節約

事務用機器等の借入れ等の契約の締結にあたっては、複数年に亘る契約を締結し、経費の縮減と業務の効率化を図ります。



5 市の施策への理解

（1）情報の管理体制

① 情報公開に関する基本的な考え方

当協会が保有する情報については、公開を原則とし、非公開とする情報は必要最小限にとどめ、積極的に情報提供するよう努めてまいります。

また、公開請求にあたっては、個人情報の保護に配慮しつつ、「藤沢市情報公開条例」及び当協会の規程に基づき、迅速かつ適正に対処いたします。

② 情報公開に関する規程の整備状況

当協会では、整備した次の規程に基づき、保有する情報の公開に努めてまいります。

- 情報公開規程
- 情報公開要綱
- 評議員会及び理事会の会議の公開に関する要綱
- 公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市情報公開条例施行規程
- 情報公開事務取扱要領

③ 文書管理について

当協会は、「藤沢市行政文書取扱規程」に準じ、「文書取扱規程」及び「文書取扱要綱」を整備しています。この規程等に基づき、指定管理者として作成または受領する文書について管理を行い、指定期間終了後は速やかに藤沢市に引継いたします。

④ 情報セキュリティ対策について

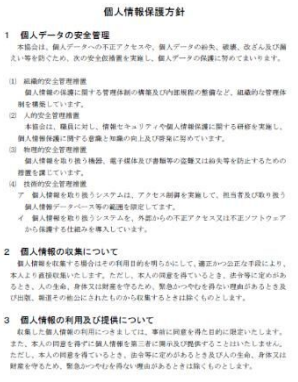
当協会が保有する情報資産については、「情報セキュリティポリシー」等を整備し、その保護に努めております。

また、情報の重要性・漏洩による社会的影響及びリスクについての理解を図るため、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っております。当該研修においては、情報漏洩防止に関する基本的な知識はもちろん、実際に発生した情報漏洩事件の内容紹介等により、情報セキュリティの重要性を共有しております。

⑤ 個人情報の管理

自転車等駐車場の管理運営で扱うことの多い利用者の個人情報は、「個人情報保護法」及び「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、並びに「藤沢市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、指定管理者として適切に個人情報の管理を行ってまいります。

⑥ 個人情報保護方針


個人情報保護方針

1 個人データの安全管理

本協会は、個人データへの不正アクセスや、個人データの紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防ぐため、次の安全管理措置を実施し、個人データの保護に努めてまいります。

(1) 組織的安全管理措置
個人情報の保護に関する管理体制の構築及び内部規程の整備など、組織的な管理体制を構築しています。

(2) 人的安全管理措置
本協会は、職員に対し、情報セキュリティや個人情報保護に関する研修を実施し、個人情報保護に関する意識と知識の向上及び啓発に努めています。

(3) 物理的安全管理措置
個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じています。

(4) 技術的安全管理措置
ア 個人情報を取り扱うシステムは、アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定してます。
イ 個人情報を取り扱うシステムを、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

2 個人情報の収集について

個人情報を収集する場合はその利用目的を明らかにして、適正かつ公正な手段により、本人より直接収集いたします。ただし、本人の同意を得ているとき、法令等に定めがあるとき、人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるとき及び出版、報道その他公にされたものから収集するときは除くものとします。

3 個人情報の利用及び提供について

収集した個人情報の利用につきましては、事前に同意を得た目的に限定いたします。また、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に開示及び提供することはいたしません。ただし、本人の同意を得ているとき、法令等に定めがあるとき及び人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があるときは除くものとします。

当協会では、「個人情報保護方針」を制定して職員に周知徹底を図るとともに、ホームページ上で公開しております。

また、個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし適正かつ公正な手段により本人から直接収集いたします。収集した個人情報については、事前に同意を得た目的のみに利用し、適正かつ安全に管理いたします。

⑦ 個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

当協会では、「個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針（平成27年12月9日制定）」を職員に周知徹底するとともに、ホームページ上で公表しております。

また、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取組むため、事業者の名称、関係法令及びガイドライン等の遵守、利用目的、安全管理措置に関する事項、委託に関する事項、継続的改善、特定個人情報等の開示及び質問及び苦情処理の窓口について明示、周知しております。

⑧ 個人情報に関する規程の整備状況

当協会では、既に次の規程を整備、職員に周知し個人情報の保護に努めております。

- 個人情報の保護に関する規程
- 個人情報の保護に関する要綱
- 公益財団法人藤沢市まちづくり協会が藤沢市の公の施設の指定管理者として行う業務に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規程
- 個人番号及び特定個人情報の適正な取扱に関する基本方針
- 個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 防犯カメラ運用基準

⑨ 個人情報保護研修の実施

当協会では、個人情報の保護に関する研修を毎年継続して受講しておりますが、今後も引き続き受講することで、個人情報の重要性や危険性、事故発生時のリスク等についての意識を共有してまいります。

（2）人権施策への理解



当協会は、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針～藤沢市人権施策推進指針改定版～」（令和5年3月改訂）に基づき、不特定多数の様々な方が自転車等駐車場を利用されることを常に意識し、人権尊重の視点に立った自転車等駐車場の管理運営を行います。

また「藤沢市カスタマーハラスメント対策方針（令和 8 年 4 月策定）」に基づき、より良いサービスの提供と、職員や係員一人ひとりが健康でいきいきと働けるよう、カスタマーハラスメント対策に取組みます。

- 利用者とのコミュニケーションを大切にし、積極的な挨拶と声掛けに努めます。
- 利用者に注意を行う際は、相手の気持ちを損なわないよう、言葉遣いに配慮いたします。
- 苦情対応においては、苦情を申し出た方の話をよく聞き、尊厳を損なうことのないよう誠意をもって対応いたします。
- 人権擁護の視点からも、個人情報については漏洩がないよう十分留意し、適正な保護、管理を行います。
- 心のバリアフリーやジェンダーの人権尊重等についても、藤沢市の施策に沿った取組みを積極的に推進いたします。
- ミライロ ID（スマートフォンアプリ）に障がいの特性などの必要な内容を事前登録した方が、その内容をかざすことで、コールセンターに連絡することなく利用料金の減額を受けることができるようにいたします。（再掲）

（3）暴力団排除への対応

① 暴力団による不当な行為に対する取組

当協会は、指定管理者として公共施設の管理運営業務を実施するにあたり、「不当行為等の対策に関する要綱」や対応マニュアルを整備し、不法行為・不当行為に対応してまいります。

また、「藤沢市暴力団排除条例」に基づき、安全で安心な社会の実現に貢献できるよう、不当な行為に対しては、適切に対応し管理運営を行ってまいります。

② 不当行為等の対策に関する要綱等の整備状況

当協会は、次の要項等に沿った対応を行うよう、職員や係員に周知してまいります。

- 不当行為等の対策に関する要綱
- 不当行為等対応マニュアル

③ 不当要求防止責任者の選定

当協会は、運営管理責任者を「不当要求防止責任者」として選定し、不当行為に対して、職員一丸となって適切な対応を図ってまいります。

なお、運営管理責任者は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づき、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターが主催する講習を受講し、暴力団に関する情報、対策法、対応要領等について職員に伝え、適切な対応が取れる体制を構築してまいります。

暴力団対策法第 9 条で禁止されている 27 の行為（抜粋）



6 特記事項

（1）接遇の向上に向けた取組み

全ての利用者が自転車等駐車場をまた利用したいと思っていただけるよう、係員はもちろん、その他の指定管理事業に携わる全ての者が「規範マニュアル」や「接遇・苦情対応について」に沿った統一的な対応を図ります。接遇研修は全係員を対象に毎年実施します。

① 教育及び指導

係員及び職員を対象とした、接遇研修や顧客満足度研修等を継続して実施してまいります。

また、係員への接遇に関する指導は、シルバー人材センターで行うほか、現場責任者が各施設の巡回時等に行います。また、班長会議や接遇研修等で、実際の接遇に関する事例や対応などについて、共有を図ります。

② マニュアルの活用

各施設係員が全ての利用者に対して、同じ対応ができるように作成した「規範マニュアル」と「接遇・苦情対応について」を整備・活用し、日々の業務に活かします。



外部講師による接遇研修の様子



職員による個人情報保護研修の様子

（2）施設の利用状況の公開

自転車等駐車場の利用者へのサービスとして、各駐輪場の次の満空情報について、ホームページにリアルタイムで公開します。一時利用の満空情報は、空車、満車を○×の記号でわかりやすく表示します。（再掲）

- 一時利用の満空情報
- 定期利用の空き状況
- 定期予約の受付状況

電話等で問い合わせることや空いている施設を探して回ることなく、スムーズに施設の利用ができるようになります。

（3）定期契約の予約待機者の解消

駐車需要が高い駐輪場について、定期利用区画を増やすことで定期契約の予約待機者の解消を進め、利用者の公平性を保ちます。

また、公平に定期契約の予約申込みができるよう、定期契約の予約待機登録の期限を設けるとともに、定期契約者の連続契約年数に上限を設定します。

（4）追加納付金の提案

納付金は、年度ごとに市に納付します。年度ごとに収支の差額が基本納付金を差し引いてなお、残額が生じる見込みとなる場合には、残額の50%以上を追加納付金として納付します。

追加納付金を納付した後の収支差額金の使途については、市と協議の上、自転車等駐車場利用者のサービス向上及び施設の効用を高める財源など公益目的へ活用するとともに、追加納付金への加算も検討します。

（5）機器の入替にかかる提案

管理運営の基本方針でもある「とめやすい駐輪環境を目指す」ため、次の視点からコストメリットを総合的に勘案し、機器の入替を行います。

ア　利用者の利便性向上
イ　利用者の多さ
ウ　利用トラブルや機器トラブルの状況
エ　機器の老朽化や劣化の状況

①　電磁ラック装置の入替

機器装置の老朽化や劣化が進み、機器トラブルが頻発していること、また大型化している自転車の影響により利用トラブルのある施設について、電磁ラック装置の入替を行い、利用者の利便性と駐輪環境の向上を図ります。

②　ミライロ ID 対応端末装置への入替

障がいのある方の利用が多い施設の自動精算機の端末装置を、ミライロ ID 対応端末の装置に入替えます。（再掲）

利用者がミライロ ID をかざすことで、精算時にコールセンターに連絡することなく、利用者のタイミングで出庫できるようになり、出庫時間の短縮により利用トラブルがなくなり、利用者の利便性向上につながります。

③　フェリカカード対応端末装置への入替

利用者が持っている交通系 IC カードなどのフェリカカードを一時利用券として利用できるように対応端末装置に入替をします。一時利用券の紛失を心配することなく安心して施設を利用できるようになります。また、紙の一時利用券が減り、環境負荷の軽減とコストの削減効果が見込まれます。（再掲）

（6）環境への配慮

当協会は、「ふじさわ SDGs 共創パートナー」です。事業の実施あたっては、SDGs を念頭においた取組みを進め、持続可能で発展的な公益サービスの提供に努めてまいります。

SDGs の視点に立った自転車等駐車場における環境への配慮は次のとおりです。

① 気候変動に対する具体的な取組

- 指定管理施設内の空きスペースがある施設にシェアサイクルステーションを設置します。新たなシェアサイクルステーションの設置を検討し、市と協議します。移動手段を自転車にすることで CO2 排出量を減らし、環境負荷低減への貢献をめざします。
- 物品の購入にはリサイクル可能なものを優先し、廃棄物削減に努めます。
- 環境への負荷の少ないグリーン購入適合製品を優先して購入します。
- 両面コピーの徹底や電子メールの推進等により用紙の使用を削減します。
- 職員の外出は、可能な範囲で公共交通機関を利用します。
- 施設内の照明器具故障の際は、LED照明に更新します。
- 利用者が持っている交通系 IC カードなどのフェリカカードを一時利用券として利用できるようにします。紙の一時利用券を減らすことで環境の負荷を減らすことに繋がります。（再掲）

② 自転車を長く大切に使う取組

自転車の点検整備や故障した自転車の修理先を利用者に紹介します。自転車を長く大切に使用していただくことで、廃棄物の発生を抑え、環境への負荷の低減をめざします。

③ 自転車の再利用による環境負荷低減の取組

廃棄予定のまだ使える自転車を買い取る事業者を利用者に紹介します。事業者は、買い取った自転車を点検整備し、中古車として販売します。自転車の再利用により、廃棄物の発生を抑え、環境への負荷の低減をめざします。

（7）その他特色ある提案

① サービスタイムの設定

最初の一定の時間を無料にするサービスタイムを設けます（一部施設）。短時間でも駐輪場に停めていただくことで、施設の利用促進とサービス向上を図ります。

② バイク区画の拡張

令和7年度改正道路交通法により新たに区分された、新基準原動機付自転車のスムーズな動線を確保するため、バイク区画の拡張に取組みます。

③ 継続的な建築物の状況調査

自転車等駐車場は、令和7年度までの建築物状況調査で緊急対応や老朽化進行対策の指摘について、総合的な検討までには至らず、今後も長期的かつ継続的な老朽化対策が必要な状況となっております。

今後も利用者に安全に安心して施設の利用をしていただくこと、市の総合的な修繕・改修計画のため、建築物の老朽化進行状況を把握することを目的に、指定管理期間中において継続的な状況調査を実施いたします。

④ 独自の利用料金体系の提案

利用料金については、「藤沢市自転車等駐車場条例第9条の2」に定める金額を基に、藤沢市内の民間自転車等駐車場の料金と均衡を保ち検討した金額について、市の承認の上設定します。

また、複数階層の施設における定期利用料金は、過去の利用実績等から、階層ごとに料金を検討します。

なお、利用料金の減額及び免除については、「藤沢市自転車等駐車場条例施行規則」に従い、適切に実施してまいります。

⑤ 地域貢献活動について

ボランティア活動の場として近隣住民に駐輪場敷地内の花壇を提供し、草花等の植栽をしていただくことで、施設の効用を高めます。

また、地域への貢献活動として、職員と係員による施設周辺の美化活動を企画し実施いたします。

⑥ 自転車歩行者道の安全通行指導

歩道での駐輪場利用者と歩行者の事故防止のため、辻堂駅北口自転車等駐車場北側出入り口付近に週１回、朝の通勤時間帯に係員１名を配置し、安全の確保に努めてまいります。

⑦ 交通安全啓発活動への取組み及び放置自転車対策事業との連携

自転車等駐車場において、シルバー人材センター会員による「自転者安全利用五則」などの自転車利用に関するルール等の周知・啓発に関する取組みを行います。

また、シルバー人材センターが受託している自転車等放置対策（街頭指導・撤去・保管）では、放置自転車対策の一環として駐車場を案内するなど、連携して業務を実施いたします。

⑧ シルバー人材センター会員の配置

自転車等駐車場の係員は、市の施策である「いきいき長寿プランふじさわ 2026」（令和6年3月策定）の基本目標に基づき、シルバー人材センターの会員を適正に配置することで、高齢者の健康増進及び生きがいの創出と社会参加の促進に貢献し、市民の健康増進につなげてまいります。